

尼崎市水路管理条例

昭和52年3月31日

条例第22号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、水路の保全と適正な利用を図るため、水路の管理について必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「水路」とは、河川法(昭和39年法律第167号)の適用又は準用されない河川、溝渠、井溝、溜池で市長が指定したものをいい、これらの水路に係る管理施設を含むものとする。

2 前項に規定する「管理施設」とは、護岸、堤防、水門その他水路に付属して公共の利益を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減する効用を有する施設(市長が指定する施設を除く。)をいう。

(水路の指定等の公告)

第3条 市長は、水路を指定したときは、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(行為の禁止)

第4条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 水路を損壊すること。
- (2) 水路に土砂、竹木、じんかいその他これらに類するものを投棄すること。
- (3) その他水路の構造又は流水に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

第5条 次の各号に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 水路の流水面又は敷地を利用すること。
 - (2) 水路の流水面又は敷地に工作物を設置すること。
 - (3) 水路において掘さく、盛土その他水路の形状を変更する行為をすること。
 - (4) 水路の流水を停滞させ、又は引用すること。ただし、現にかんがい用水として使用する慣行のものを除く。
- 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の許可に水路の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例(昭和30年尼崎市条例第7号)第4条及び第5条の規定は、前項に規定する使用料の計算方法及び徴収方法について準用する。

(連帯保証人)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の許可の際、保証人を立てさせることができる。

- 2 前項の保証人は、使用料に係る一切の義務について使用者と連帯してその責めを負わなければならない。

(地位の承継)

第8条 使用者について相続、合併又は分割(第5条第1項又は第2項の許可に係る同条第1項第1号、第3号若しくは第4号の行為を行う事業又は同項第2号の工作物(以下「事業等」という。)を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業等を承継した法人は、使用者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平13条例21・一部改正)

(権利の譲渡の制限等)

第9条 使用者は、許可に基づく権利を他の者に譲渡し、又は賃貸借その他により行使させてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による市長の承認を受けて、許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた許可に基づく地位を承継する。

(原状回復等)

第10条 使用者は、許可の期間が満了したとき、又は許可の期間中において当該許可に係る使用等を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、使用者は、水路を原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(監督処分)

第11条 市長は、次に掲げる一に該当する者に対し、許可を取り消し、許可の条件を変更し、又は行為の中止、工作物の改築若しくは除却その他水路の管理上必要と認める措置をとること若しくは水路を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人又はこれらの者から当該違反に係る工作物を譲り受けた者若しくは賃貸借その他により当該違反に係る工作物を使用する権利を取得した者
 - (2) 偽りその他不正な行為により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 許可に係る工事その他の行為が水路の管理上著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
 - (2) 水路の工事のためやむを得ない必要があるとき。
 - (3) その他水路の管理上必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 通路として使用するために水路に架ける工作物(以下「通路橋」という。)でその幅員(一の使用者が2以上の通路橋を設置する場合は、これらの幅員の合計。以下同じ。)が4メートル以下のものを設置するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (3) その他規則で定める特別の理由があると認めるとき。

(平20条例49・一部改正)

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により許可に係る使用等ができなくなったときは、使用者の申請により、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(立入検査)

第14条 市長は、水路の管理上必要な限度において、その職員をして使用者の使用等に係る場所に立ち入らせ、その使用等についての状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(届出)

第15条 使用者は、次に掲げる一に該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 許可に係る工事に着手し、又は当該工事を完了したとき。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条第1項又は第2項の許可を受けないでこれらの行為をした者
- (3) 第5条第3項の規定による許可に付した条件を遵守しない者
- (4) 第9条第1項の規定に違反した者
- (5) 第10条の規定に違反した者
- (6) 第11条の規定による処分に従わない者
- (7) 正当な理由がなく第14条の規定による立入検査を拒んだ者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料

を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(尼崎市地盤ノ市有二属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例の廃止)

2 尼崎市地盤ノ市有二属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例(昭和11年尼崎市条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例又は公有土地水面使用規則(昭和24年兵庫県規則第64号)の規定に基づく許可を受けて水路を使用等している者は、第5条の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例又は公有土地水面使用規則の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用等の期間に係る使用料を納付している者は、この条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

5 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(昭和53年2月20日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和55年3月31日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和58年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和60年3月15日条例第20号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月28日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成元年3月31日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成9年12月24日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例によ

る改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成13年5月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月28日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成19年3月31日までの間における尼崎市水路管理条例第5条第1項各号に掲げる行為(以下「使用等」という。)に対するこの条例による改正後の尼崎市水路管理条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定の適用については、同表中「302円」とあるのは「288円」と、「152円」とあるのは「146円」と、「21円」とあるのは「20円」と、「42円」とあるのは「39円」と、「103円」とあるのは「99円」と、「206円」とあるのは「195円」と、「62円」とあるのは「59円」と、「83円」とあるのは「78円」と、「124円」とあるのは「119円」と、「165円」とあるのは「157円」と、「185円」とあるのは「177円」と、「226円」とあるのは「215円」とする。

3 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいて施行日以後の使用等に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく使用料(改正後の条例別表に掲げる物件のうち前項の規定による使用料の読替えの対象となるものによる施行日以後の使用等に係る使用料を納付している者にあつては、同項の規定による読替え後の改正後の条例(以下「読替え後の条例」という。)の規定に基づく使用料)を納付したものとみなす。

4 平成19年3月31日までに読替え後の条例の規定に基づいて同年4月1日以後の使用等に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年12月25日条例第60号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成20年12月25日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市水路管理条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいてこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

3 前項に定めるものを除き、この条例の施行の際現に通路橋(改正後の条例第12条第1号に規定する通路橋をいう。以下同じ。)を設置している者(施行日前における最終の使用料の月額について改正前の条

例別表通路橋の項(幅員4メートル以下のものに限る。)の規定の適用を受けていた者に限る。以下「通路橋設置者」という。)で、次表の左欄に掲げる年度における改正後の条例の規定に基づく使用料の月額(以下「改正後の使用料の額」という。)がそれぞれ施行日前における改正前の条例の規定に基づく最終の使用料の月額(以下「改正前の使用料の額」という。)を超えるものの同欄に掲げる年度における使用料の月額は、改正後の使用料の額から、改正後の使用料の額と改正前の使用料の額との差額に同欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を減じて得た額とする。

年度	負担調整率
平成21年度	6分の5
平成22年度	6分の4
平成23年度	6分の3
平成24年度	6分の2
平成25年度	6分の1

4 施行日から平成26年3月31日までの間に通路橋設置者が通路橋の面積を増加させた場合における前項の規定の適用については、同項中「基づく使用料の月額」とあるのは「基づく使用料の月額(通路橋設置者が通路橋の面積を増加させた場合にあっては、増加後の通路橋の面積に係る改正後の条例の規定に基づく使用料の月額から施行日における通路橋の面積に係る改正後の条例の規定に基づく使用料の月額を減じて得た額(以下「増加面積に係る使用料の額」という。)を除く。」と、「減じて得た額」とあるのは「減じて得た額と、増加面積に係る使用料の額との合計額」とする。

5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(平成24年3月28日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用等に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成29年12月26日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用等(尼崎市水路管理条例第5条第1項に規定する使用等をいう。)に係る使用料を納付

している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

(昭53条例14・昭55条例29・昭58条例22・全改、昭60条例20・一部改正、昭61条例23・平元条例25・平4条例23・平9条例46・全改、平18条例33・平19条例60・平20条例49・一部改正、平24条例32・全改、平29条例38・一部改正)

種別		使用料		
		単位	金額(1月につき)	
1	通路橋	1平方メートル	170円	
2	柱類	1本		
	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			387円
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線			201円
	その他のもの		387円以内でその都度市長が定める額	
3	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	347円	
4	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	129円	
5	地下埋設物	1メートル		
	外径が0.07メートル未満のもの			10円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			13円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			20円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			26円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			39円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			52円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			91円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			129円
	外径が1メートル以上のもの	258円		
6	マンホールその他これに類するもの	1平方メートル	287円	
7	標識及び標柱類	1本	287円	
8	工事用板囲い、足場、材料置場、落下防止柵その他これらに類するもの	水面使用	1平方メートル	536円
		上空使用		242円
9	鉄塔	1平方メートル	287円	
10	その他のもの	1平方メートル 又は1メートル	536円以内でその都度市長が定める額	